

令和5年11月3日

出入国在留管理庁
厚生労働省

ブータン王国との技能実習に係る二国間取決めの変更等について

標記について、ブータン王国における組織改編等に伴い、二国間取決めのうち、同国側に係る記載について、以下のとおり変更（読み替え）及び削除したものと
して取り扱うこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、日本側に特段の変更はありません。

※下記1及び2の新たな省庁名の日本語については仮訳となります。

記

- 1 ブータンとのMOC中「労働人材省」とあるのは「産業・商業・雇用省」と読み替えるものとする。
- 2 ブータンとのMOC中「労働人材省雇用・人材局人材・技能開発課」とあるのは「産業・商業・雇用省雇用サービス課」と読み替えるものとする。
- 3 民間の認定送出機関への移行に伴い、「ブータンの省の約束人」を削除とする。

以上